

三番瀬において調査等を実施する場合に必要な手続きについて

三番瀬で調査等を実施する場合、関係法令に基づく手続きが必要となることがありますので、関係機関にお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。

- 1 三番瀬に立ち入って、自然環境調査、清掃等の行事を実施する場合
「港則法」に基づく作業許可申請の要否確認のための「お知らせ」(裏面記載例)を提出してください。

問い合わせ先

千葉海上保安部航行安全課

千葉市中央区中央港 1-12-2 TEL 043-301-0118(代)

又は 千葉海上保安部船橋分室

船橋市潮見町 32-5 TEL 047-437-4118

- 2 三番瀬で水産動植物の採捕を行う場合

調査等で採捕する水産動植物の種類や使用する漁具等によっては、「千葉県海面漁業調整規則」により、知事の許可が必要となることがあります。

問い合わせ先

県農林水産部水産局水産課

千葉市中央区市場町 1-1 TEL 043-223-3034

- 3 その他

関係法令の適用区域では、各法令に基づく手続きが必要となることがありますので、関係機関にお問い合わせください。

適用法	適用区域	問い合わせ先
海岸法	海岸保全区域	県葛南地域整備センター TEL 047-433-2422
港湾法	港湾区域	県葛南港湾事務所 TEL 047-433-1895
漁港漁場整備法	市川漁港	市川市経済部農水産課 TEL 047-334-1342

工事・作業のお知らせ

平成 年 月 日

千葉港長 殿

届出者 住所
氏名

目的	工事・作業の目的について記載願います
期間	実工期間及び予備日を記載願います
施行場所	場所又は区域を明確に記載願います (状況に応じて略図の添付等)
施行方法	施行方法が分かるように具体的に記載願います (船舶使用の有無等は確実に記載願います)
その他 (連絡先)	その他の参考事項があれば記載願います。 この欄に担当者の連絡先を記載して頂いても結構です

記入上の注意

船舶の通航実態が殆ど無い水域における小規模な工事、当該施設の管理者が発注する施設維持のための小規模な工事・作業等で港長が必要ないと認めたものについては許可申請の必要がありません。

但し、許可が必要か否かの判断については、申請者側で判断することなく必ず港長の確認を得る必要がありますので、本書提出にあつては船舶交通に支障があるか否かが判断できる内容をお願い致します。

また、潜水作業を伴う工事、作業については、従来どおり潜水作業の状況略図等により潜水作業の状況を明確にすると共に、潜水作業の安全対策を添付してください。